



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年7月15日（火） 第10314号

目次

ページ

告 示

- 群馬県民の日を定める条例第5条の規定により県民の日に限り免除する使用料の告示の一部改正（県民活動支援・広聴課） 2

公 告

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る縦覧（都市計画課） 2
- 同 3
- 同 3
- 同 3
- 都市計画区域区分の変更に係る縦覧（同） 4
- 同 4
- 同 4
- 同 5
- 同 5
- 同 5
- 同 6
- 同 6

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 6

正 誤

- 令和7年6月27日群馬県選挙管理委員会告示第43号（選挙管理委員会） 7

■ 告 示

◎群馬県告示第162号

群馬県民の日を定める条例第5条の規定により県民の日に限り免除する使用料の告示(昭和60年群馬県告示第669号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和7年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

第1項及び第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、第4項中「別表第二に掲げるコート使用料及び」を削り、「別表第三」を「別表第5」に改め、「(宿泊室に係る個人使用料を除く。)」を削り、第6項中「第17条第3項」を「第17条第2項」に、「サイクル広場」を「サイクルモノレール、サイクル電車、変わり種自転車」に、「及びそり式滑降施設」を「、そり式滑降施設及びバッテリー自動車」に改め、第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項中「第14条第1項ただし書」を「第14条第2項」に改め、同項を第9項とし、第11項を削り、第12項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同項を第10項とし、第13項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同項を第11項とし、第14項中「第14条第1項ただし書」を「第14条第2項」に改め、同項を第12項とし、第15項を第13項とし、第16項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同項を第14項とし、第17項を第15項とする。

■ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和7年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画、前橋勢多都市計画、高崎都市計画、榛名都市計画、箕郷都市計画、吉井都市計画、伊勢崎都市計画、赤堀都市計画、東都市計画、藤岡都市計画、鬼石都市計画、玉村都市計画、渋川都市計画、富岡都市計画、安中都市計画、榛東都市計画、吉岡都市計画、下仁田都市計画及び甘楽都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(県央広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン)
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所、群馬県渋川土木事務所、群馬県伊勢崎土木事務所、群馬県高崎土木事務所、群馬県安中土木事務所、群馬県藤岡土木事務所、群馬県富岡土木事務所、前橋市都市計画部都市計画課、高崎市都市整備部都市計画課、伊勢崎市都市計画部都市計画課、渋川市建設交通部都市政策課、藤岡市都市建設部都市計画課、富岡市建設水道部都市計画課、安中市まちづくり部都市計画課、榛東村建設課、吉岡町建設課、下仁田町建設水道課、甘楽町建設課及び玉村町都市建設課
- 4 縦覧期間 令和7年7月15日から同月29日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和7年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 桐生都市計画、新里都市計画、太田都市計画、藪塚都市計画、館林都市計画及びみどり都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東毛広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン）
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所、群馬県桐生土木事務所、群馬県館林土木事務所、桐生市都市整備部都市計画課、太田市都市政策部都市計画課、館林市都市建設部都市計画課、みどり市都市建設部都市計画課、板倉町都市建設課、明和町都市建設課、千代田町都市整備課、大泉町都市建設部都市整備課及び邑楽町都市計画課
- 4 縦覧期間 令和7年7月15日から同月29日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和7年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 中之条都市計画、長野原都市計画、草津都市計画及び吾妻都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（吾妻広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン）
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所、中之条町建設課、長野原町建設課、草津町愛町部企画創造課及び東吾妻町建設課
- 4 縦覧期間 令和7年7月15日から同月29日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和7年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 沼田都市計画及びみなかみ都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（利根沼田広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン）

- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県沼田土木事務所、沼田市都市建設部都市計画課及びみなかみ町地域整備課
- 4 縦覧期間 令和7年7月15日から同月29日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和7年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 前橋都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 前橋都市計画区域全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和7年7月15日から同月29日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、高崎都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和7年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 高崎都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 高崎都市計画区域全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和7年7月15日から同月29日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、桐生都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和7年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 桐生都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 桐生都市計画区域全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所及び桐生市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和7年7月15日から同月29日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、伊勢崎都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和7年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 伊勢崎都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 伊勢崎都市計画区域全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び伊勢崎市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和7年7月15日から同月29日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、太田都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和7年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 太田都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 太田都市計画区域全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、太田土木事務所、太田市都市政策部都市計画課及び大泉町都市建設部都市整備課
- 4 縦覧期間 令和7年7月15日から同月29日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、館林都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和7年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 館林都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 館林都市計画区域全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所、館林市都市建設部都市計画課、板倉町都市建設課、明和町都市建設課、千代田町都市整備課及び邑楽町都市計画課
- 4 縦覧期間 令和7年7月15日から同月29日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、藤岡都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和7年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 藤岡都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 藤岡都市計画区域全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県藤岡土木事務所及び藤岡市都市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和7年7月15日から同月29日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、玉村都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和7年7月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 玉村都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 玉村都市計画区域全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び玉村町都市建設課
- 4 縦覧期間 令和7年7月15日から同月29日まで

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、

第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和7年7月15日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,518
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 296,985
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,098
甘楽郡	5,855
吾妻郡	14,269
利根郡	8,669
佐波郡	9,829
邑楽郡	26,262
前橋市	91,291
高崎市	102,118
桐生市	29,148
伊勢崎市	55,580
太田市	58,517
沼田市	12,456
館林市	20,229
渋川市	20,731
藤岡市・多野郡	18,347
富岡市	12,761
安中市	15,549
みどり市	13,590

■ 正 誤

○選挙管理委員会告示正誤

令和7年6月27日群馬県選挙管理委員会告示第43号（選挙権を有する者の総数の50分の1の数等）

発行番号	ページ	行	誤	正
第10309号	6	17	10,097	10,098

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
